



医政総発 0428 第 4 号
平成 28 年 4 月 28 日

公益社団法人日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて
(情報提供及び周知依頼)

訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際にスムーズに医療機関を受診できるよう、先般、観光庁は、厚生労働省と連携して、都道府県の協力の下、外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リスト（約 320 医療機関）をとりまとめ、日本政府観光局（JNTO）のホームページに掲載しました。これを踏まえ、本日付けで、別紙の通知のとおり、各都道府県衛生主観部（局）宛てに、情報提供及び周知依頼を送付しています。つきましては、この点につき、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、医療機関リストについては、今後、見直しを図ることとしております。

日本政府観光局（JNTO）ホームページ URL

http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi_guide.html#search



医政総発 0428 第 3 号
平成 28 年 4 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて
（情報提供及び周知依頼）

訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際にスムーズに医療機関を受診できるよう、先般、観光庁は、厚生労働省と連携して、都道府県のご協力の下、外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リスト（約 320 医療機関）をとりまとめました。とりまとめに係る貴部（局）のご協力に厚く御礼申し上げます。

医療機関リストについては、日本政府観光局（JNTO）のホームページに掲載されましたので、御了知いただくとともに、管下の医療機関に対して、周知していただきますようお願いいたします。なお、リストについては、今後、見直しを図ることとしておりますので、その際は、御協力をお願いいたします。

また、観光庁より、各運輸局を通じて各都道府県観光部局にも情報提供されていることを申し添えます。

日本政府観光局（JNTO）ホームページ URL

http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi_guide.html